

## 実質化された人・農地プラン(公表用)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
白子町	古所、五井東、八斗東地区(古所西・北川岸・中川岸・南川岸、五井東、八斗東)	令和3年3月18日	

### 1 対象地区の現状

地区内の耕地面積	134.36 ha
アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	87.13 ha
地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	53.49 ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	17.35 ha
うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	30.22 ha
地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	31.70 ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

<p>地区内農業者について水田利用は中心経営体である認定農業者が確保できているが、畑利用は施設栽培が中心であり、土地利用型である露地栽培は高齢化や後継者未定の割合が高く、農地の遊休化が懸念される。</p>
--

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>古所、五井東、八斗東集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者6経営体が担い、畑利用は中心経営体である認定農業者4経営体が担うほか、入耕を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
---

#### (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稲・野菜	5.2 ha	水稲・野菜	0.0 ha	
認農	B	水稲・野菜	17.6 ha	水稲・野菜	10.0 ha	
認農	C	水稲・野菜	9.6 ha	水稲・野菜	5.0 ha	
認農	D	水稲・酪農	5.5 ha	水稲・酪農	1.7 ha	
認農	E	野菜	0.8 ha	野菜	0.0 ha	
認農	F	水稲・野菜	7.8 ha	野菜	0.0 ha	
認農	G	水稲	4.1 ha	水稲	7.0 ha	
認農法	H	水稲	0.0 ha	水稲	8.0 ha	
計	8 経営体		50.5 ha		31.7 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1)農地中間管理事業の活用

農地利用の最適化に取り組んでいる農業委員会と連携して農地中間管理事業を積極的に活用し、中心経営体への効率的・効果的な農地利用を図る。

(2)農業基盤の維持管理

農地の集積に伴う維持管理が手薄になるため、農地所有者及び耕作者のみならず、多面的機能支払交付金の活動組織である白濁環境保全会と連携を図り、地域で維持管理に取り組む。

(3)基盤整備の推進

効率的な農業経営を確立するため、各種補助事業を活用しながら水田の畦畔除去等に取り組む。